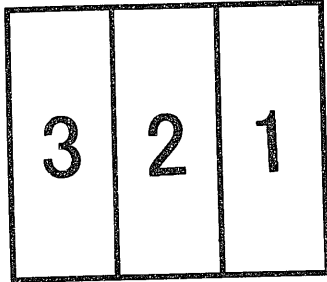


第三 残務整理ノ状況

一 派遣軍總司令官ノ復員管理部隊は一四二部隊であ  
つて六月二十日迄に復員完了せる部隊は累計一〇六(復  
員完了したる)部隊を含めると帰還部隊数一三三(及  
んでゐる)ノ状況を一覽表にすれば次ノ如くである。

0019

# 分割撮影ターゲット

分割した 部分の 撮影順序	
分割撮影 した理由	A 3 版 以 上 の た め
上記のとおり分割撮影した事を証明する。	

管理区分二復員完結状況概見表

第一軍		駐蒙軍		西軍		北支那方面		第三軍		第六軍		軍管理官部隊	
独立十四旅團	独立十三旅團	独立九旅團	独立八旅團	独立七旅團	独立六旅團	独立五旅團	独立四旅團	独立三旅團	独立二旅團	独立一旅團	独立九旅團	独立八旅團	独立七旅團
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲
2432b		司令部保留中						司令部	司令部		司令部保留	司令部	司令部

摘要

0022 0021 0020





二六月中旬末迄にて取扱へる扶助業務関係について

人死歿者の処理に關しては特に遺憾なきやうに勉めてある

功績恩典関係書類の整備は昭和十八年四月以降の分

口勿論昭和十八年一月以降の死歿者にしてその未発令

のものに關しては右書類の再調製を實施してある

又生死不明者及入院患者に對しても將來に備へ之が

書類を調製せしめ官部に保管してある目下官部に

於て各部隊の行方残勞整理期間の殆んど大部分の作

業は右書類調製に使用されてある状況である

六月三十日迄に官部の處理した功績恩典関係書類の

整理発送せられた数は左の通りである

功績書類整理数

0023

部	隊	復	量	時	次
上	申	世	35.703		
内	第	1	2.000		
	"	2	2.780		
	"	3	3.191		
	"	4	4.712		
	"	5	15.900		
	"	6	7.020		

0024

小 別	級 別	部隊級	本部級	小 計
三 月	上旬		371	371
	中旬		1,750	1,750
	下旬	5,172	1,007	1,179
	計	5,172	3,328	5,500
四 月	上旬	6,985	737	7,722
	中旬	8,222	1,043	9,865
	下旬	9,435	1,446	10,881
	計	24,642	3,226	25,468
五 月	上旬	6,815	2,702	9,517
	中旬	7,577	3,117	10,689
	下旬	5,318	434	5,752
	計	19,703	6,253	25,956
六 月	上旬	4,534	277	4,811
	中旬	5,913	0	5,913
	計	10,447	277	10,724
	總計	59,964	13,684	73,648

口因典問係書類  
處理數

0025



年月日	受(信託)部 付(承)数	死没者人員数 (照合点檢記)数
21. 4. 30 (以 前)	概数 510	概数 95,000
21	上 旬 95	14,207
	中 旬 73	10,834
5	下 旬 104	11,826
	計 272	36,867
	累 計 802	131,869
21	上 旬 118	9,193
	中 旬 91	9,359
6	計 209	18,552
	累 計 1,011	150,421

八  
死  
没  
者  
名  
票  
整  
理  
数

0026

遺骨処理に關しては特に意を用ひ敬乎以て迅速確實に処  
理せしむるを意してある

六月十四日遺骨高部より直接発送処理せる御遺骨教口次々  
通である

二月 二三二五 三月 一九五七三

四月 二一五〇〇 五月 六七〇七

六月 一三〇〇〇 包合せしが發送分

計 六三一〇五

目下高部に奉安中の残部約二万体の御遺骨は西部  
復員連絡局達により引續き高部にて処理することとなり  
概ね七月末を目途とし之が発送を並行中なり  
尚今後支局にて擔任する事となる御遺骨中不明遺骨

の処理に關しては當部としても之が送先探究に萬全の努力  
を傾注致すべし旨務を感得して目下西部管内に限るる當  
部にて直接処理する次第なり又先般在二日中正行寺  
系千安中の焼失遺骨は約千二百にして之に對しては焼跡の  
御骨を集めて之を分骨し且詳に事情を附して地方世話部  
經由遺族に對し御談する如く夫々処理を終了せり  
御遺族に對する當部より御談狀別紙が如し而して是等  
先不明遺骨の処理も概々十月頃迄には終了せしむべき  
目途を定めてゐる

0028

御一讀遊ばされ候は如何ばかり御憤激御愁嘆遊ばされ候やと推察し奉りつ恐懼謹慎茲に衷心より御詫言申上る次第に有之候既に御報告申し上げたる如く

0029

殿は悲しくも大陸に御陣歿あらされ御遺骨は先般戦友の手に一時福岡縣二日市町正行寺に奉安任り各種の手續を鋭意促進中の處不幸にも四月十八日晝突如同寺より失火致し折柄烈風の瞬時に同寺を始り二数戸を烏有に帰せしめ急遽馳せ参したる當部職員の努力及附近町民の決死的救出作業も空しく遂に遺骨箱を焼損仕るの遺憾なる事態を惹起仕候天災止むを得ざるものありと言御陣歿されたる後せめて御遺骨のみにも鄭重に御送り致し度存じ居り候に斯る不始末と相成り候段長恨繰り盡さなく況して御遺族の御胸中を拜察し奉る御慰の御言葉も無之恐懼謹慎措く處を知らず茲に謹々御詫言申上る次第に有之候

事終り至りてはせめてもの御形見とて奉安所跡の遺骨を集め分骨の上送附申上り度鋭意準備仕りし共遺骨箱の整備等には時日を要し斯るも遅延仕候ひ次第に誠に申訳無之尚町民の同情一方より御厚情を忝や事務所に於ても只管現懼仕る永代英霊を供養し奉る誠意を披瀝され當部職員一同も英霊を御遺族に御詫言と謹慎の意を披瀝致し寺内に供養塔を建立し奉り其の御冥福を御祈り申上り度所存に有之候

寔に事御遺骨に因り肉親の御心情を拜察し奉るとき何事を以ても償ひ得ずは存じ候へども何卒此の邊の事情を御諒承下され御海容賜はらん事を伏して奉悃敬候  
先は右謹々御詫言申上るも其に茲に重なる哀悼の意を表し奉り度如斯に存候

昭和二十一年 月 日

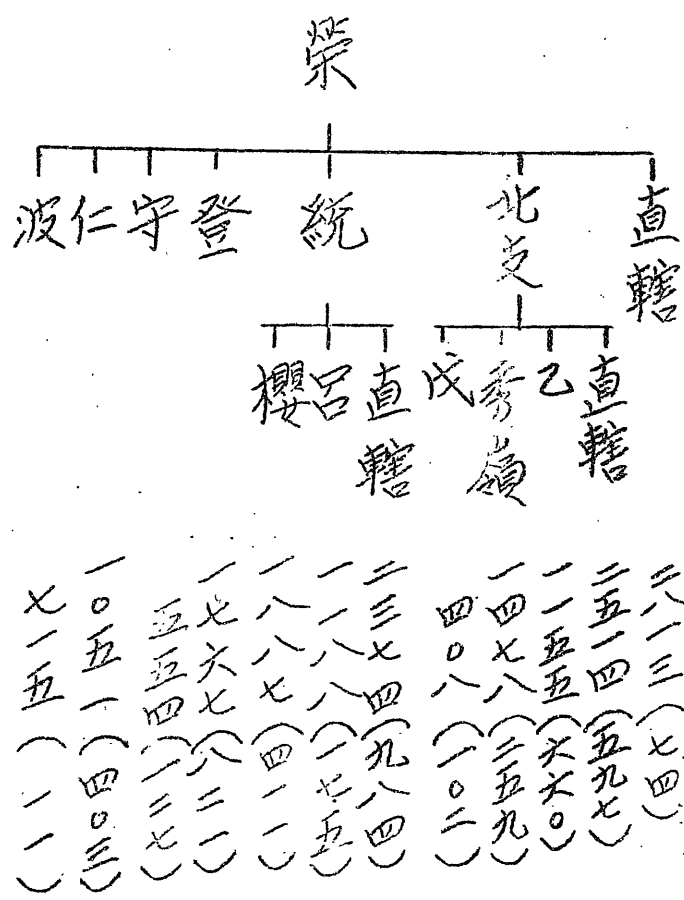
支那殘務整理部長

岡田 重一

殿

三人員掌握就中生死不明者の探究については從來より  
 當部としても努力を重ねた所であるが現在迄の歸還部  
 隊の生死不明者總數は八三一九に及んでゐる

その地域別概數を述べれば次の如くである



註 括弧内は本土  
 兵備要員を  
 示しぬ数とす

0030

尚今後歸還すべき統の生死不明者は更に一萬を越  
ゆるものと相想像せらるゝから随つて六月末頃生死不明  
者は約三萬に及ぶものと考へられる

而して右は規定による生死不明の外支那派遣軍管  
外への轉属分派遣出張せるものにして未掌握者を合  
であるから今度の中央で實施せられる未歸還者調  
査により相當判明するものもあるものと考へてゐる。

右の探究のためには今後各軍單位の調査班を編成し  
統率系統に従つて調査の深みを増すと共に既歸還  
部隊留牙名簿との照應、地方世話部長、市町村長  
留牙宅に對する照會による本土兵備要員、單  
獨歸還者の確認、歸投者よりの情報蒐集俘虜

歸投者係  
名証七ノ件  
調査数

0031

名簿の利用、滿鮮よりの歸還者中支那関係者の身上申告書、總覽書による調査、各機関との連絡による探査等各種の手段を盡し之が調査の遺憾なきを期してゐる

四、目下各地區に於て戦犯抑留者強制徵用者及局地徵用者中判明しあるものを述べれば次の通りである

一、六月一日現在河北山西地區殘留人員は軍民總計五〇〇一(他に五〇〇一六〇〇)である

その内譯を地區別に述べれば左の通りである

一、軍(軍屬同家族を含む)

の北平地區 方面軍司令部三〇〇 經理部北平出

張所留用者二(六) 通信技術留用者一四(二)

0032

特情留用者二〇三九 第一五二兵病天壇分院留用者六 第一五三兵病留用者一 戦犯嫌疑七七 既決八 其の他抑留一一 計四八五

(2) 天津地区(塘沽を含む) 天津連絡部四〇(六八)

(3) 太原地区 世話部六 戦犯嫌疑一四 計七四

(4) 大同地区 第四獨立警備隊 六九四

(5) 各地区合計一七三二

只民

北平地区 留用者七〇八(一〇三三) 自治會大使館等

一三四 戦犯嫌疑五四 同既決一一 其の他抑留五八 補

給所関係留用者(一〇) 計二〇五

(註) 他の不登録者若干数あるものと判断せらる

0033



- (2) 東岸地區 留徵用三三三(三七九)貨物廠内滞留一九三  
 計八九四 (註)他に五〇一六〇の拘禁者あるもの  
 の如し
- (3) 石家莊地區 留徵用九五(一四八)保定留用二(三)  
 計二四七
- (4) 太原地區 留用者六七三(家族を併せて約三〇〇)殘  
 留者二千数百 計五〇〇一六〇〇
- (5) 大同地區 殘留者四八七
- (6) 各地區合計三六七九 他に五〇〇一六〇〇  
 八其他
- (1) 張家口地區民二〇〇あるもの、如し
- (2) 第十二戰區地區民關係留用者一〇〇内外あるもの、

0034

如し

(3) 本表括弧内の数字は家族の人員を示す

2. 山東地区

戦犯抑留者

青島 二八

清南 二七

強制徴用者

青島 五五

清南

七(特情)

殘留技術者其他

青島 清南 約三〇〇〇

別に青島に軍司令官以下二八名殘留してゐる

3. 中支地区

戦犯容疑者

鄭州 三

徐州 〇

連雲 七

長沙 二六

漢口 一三

南昌 二

南京 一三

上海 九七

強制留用者

0035

外二  
 南京 四七(内一) 詳情要員を金巻  
 漢口 二

中南支地区

戦犯抑留者

六五三

大印  
 陸 三二八  
 海 一〇

強制徴用者

七二

陸 二四二  
 海 二六四

支那局

殘留技術者

民一五一

十月迄三ヶ月前  
 強制徴用者  
 十二月  
 二カヘト  
 扣工了

別に北佛の八五名廣東に轉送せられあり  
 此等戦犯抑留者及強制徴用者局地徴用者の歸  
 還に關しては今後頗る憂慮に堪へざる問題を包

0036

合しあるは冒頭に述べたるが如くである

之して之が收容のためには總司令部としては正式命令に依らざる局地徴用者たる軍民を併せ約入りの收容還送を見る迄は南京を出發せざる方針の下にその行動を律してゐる

又戦犯拘留者、指名徴用者の收容連絡のためには太原、北平、青島、南京、上海、漢口、廣東、台北の八箇所に連絡班を並末迄發置するやうに處置し萬策を講じてゐるが山西地區引出しに關する工作の現況及前述總軍よりの電報と思ひ合はするときは此後の處理誠に多難なりと謂ふべきである

參考迄に最近の山西引出工作の狀況を掲ぐれば左の

山西運送班現  
山西運送班現  
山西運送班現  
山西運送班現

如くである

總參電第七百四號 六月十日 支那派遣軍總參謀長  
甲方參電第九八號 閣下

山西地區には山岡參謀長以下六十名の世話部大同強  
制留用將兵六九四名強制留用居留民約三〇〇名其他  
三〇〇餘の居留民殘置しあるも其の實情不明なるに  
付先般來中國軍通信機關に依頼し山岡世話部長  
宛通信(五回)せしむ閣下錫山長官よりは宛名機關既  
に解消せしむを以て通達し得ずと稱し(六月九日)返却し來  
れり當部としては山西地區軍民中眞に歸國を希望  
する者のみは是非共收容し還送致度念願し此の上  
とも加力すべきも山西地區の特性にも鑑みて軍は軍

0038

事調處を通じ東京は聯合國側を通じ山西軍民  
特に山岡參謀長以下の世話部及大同地區將兵の救  
出に關し努力煩し度い

而して中國軍事裁判は南支及北支に於て既に開  
始せられてゐるが一人の辯護なく所望の證人も得難き  
のみならず自治の方途全然なき悲惨なる境遇に於て  
行はるゝものにして之が今後の對策を急速に實施  
するの要あるものと信じある次第である

戦犯裁判關係の狀況未だ明瞭ならざるも今迄の取  
せる資料を述べるに次の通りである

總參謀部第六八號 六月五日 支那派遣軍總參謀長

一 廣東蕃理進捗狀況(五月二十七日現在)

0039

一、公判(第一審)を終りたるもの一件三名軍事法廷に於て  
檢察官の判定を受けたるもの七件一名にして未だ判決  
ありたるものなし

二、軍司令官は四月二日、五月十日夫々軍事法廷に於て  
檢察官の取調を受け既に起訴され近く公判に附せら  
るる豫定なり

三、逆送班保有資金僅一箇月分に満たざるを以て中  
國側よりの借入に當り、當方に於て折衝中なり

二、イセ機関関係者の件は小林中佐、青山大尉の二名は  
目下上海米監獄にあり、裁判の豫定期日位置不明  
其の他の者は上海に拘留せられあらず

三、四月二十四日韓國人と共に居留民二〇名輸送(細部不明)

0040

後輸送に關する入電なし

而して田中波司令官の公判は廣州に於て六月七八日實  
施論告未決にて一時中止しあるもその起訴内容は左記の  
如く集團長は前記の事件に關しては豫審法廷に於て  
始めて聞知せるもので今日迄何等の報告を受けあらず  
るのみならず廣州政略關係者皆無なるを以て確實  
なる事實に基き反證し得ざる狀況なる由なり

左記

波集團之廣州作戰發起に當り獨逸混成第三旅團の  
山地區に進駐せし戰爭に際し昭和十九年七月四日同小  
屋迫大隊は村民が糧秣苦力慰安婦の提出を拒否  
したること並に日本側宣傳員が失踪したるは村民の行

0041



爲なりとし、台山附近三社郷を約一〇〇〇の兵力を以て包圍攻撃、慘殺八九〇〇人（確實なる死体約二五〇）家屋の焼却數六〇〇戸、其他強姦、掠奪、拉夫等の殘虐行爲を行ひたることを、罪行の主体として、軍司令官を中國陸海空軍刑法第三十四條の罪に該當するものとして起訴せるものなり

0042

五、送還俘虜について

1 俘虜の帰郷は、近時、重慶より送還せられた俘虜は逐次帰還中である。

2 官部としての上司の指示に基き、之が取扱に關しては、

3 貴國のまき期し、ある。

其の帰還状況は次々通である。

4 五月中旬(博多)鹿野島と同行俘虜三

5 六月十二日(鹿野島)一三八(黒木隊)

6 六月十六日(博多)一三五(長谷川隊(義戦同盟))

7 六月十五日(鹿野島)一六四(岡村隊(革命民主同志会))

8 六月十八日(鹿野島)一六九(蘇北中共俘虜)

9 六月二十一日(博多)一一八(山田隊)

10 北方世帯(博多)一

六海上輸送（航空）中遭難等に関する件は當部として大なる関心を以て省略する

七今度改正せられし復員留守業務規定は印刷せるものを船便を利用して發送し又その要旨は電報を以て通知し米船迄に改正事項の實施する事に関し連絡したけれども短次が規定の改変に慥ち現地年としての氣持もあり當部としては部隊の實情に應じ米船迄に成るべく實施する如く指導するが連絡しある状況なり

参考

總令々電第四六九號

支復總電第八四號閣取

派遣年大部日美雪崩に帰還を終了し院部隊も亦長遠

0044

なる輸送路を行軍鉄道船舶と幾度か更換へて武漢上  
海に逐次集結中にして其の先頭は未だ帰還を開始し  
あるも後尾は未だ岳州に向ひ行軍中、肩振あり  
之が部隊は交通、關係上建制順に集中移動困難にして  
且武漢鄭州又ハ南京等に滞留を餘儀なくせらる、關係上  
各兵團は到る處に分散の止むなき現況にして掌握極めて  
困難なり加ふるに各部隊終戦以前の關係書類悉皆  
焼却主任者転属の多きは交代しあり編成當時の定員  
人員の補充又ハ交代帰還の経過を調査せんとするも不可能  
のことに属し現在に於ては所在不明者の掌握するに如く  
ならず又消耗品の不足は愈々甚しきを加へ司令部も亦  
累次現地に於て補給せしむる手持枯渴し中國側より提出書

0045

指用紙も提出前月に于てうじて神給を受けある状況あり  
毎週神給の源なき次第一隊の困窮は本部隊帰還者を見  
らる、如き給與通報の様式も旧様式を変更し得ざる部隊  
多数あり

右の如きなるを以て今日の改正に依り部隊に要求するも部  
隊に苦痛を與ふるのみにして其の実効を収むるは三難なるに  
付寧ろ現況の儘とし人々の掌握整理を十分ならしむるを  
有利とする意見なるも與に止むを得ざれば其の必要度又は  
要求程度等折返し通電せしめ度

随つて六月末頃迄に帰還する大部の部隊は復員留守業務  
規定の發布を知りて、乗船の上陸後之に伴ふ指導を受け

0046

當部に於て完整なる状態なるべし  
故に支那派遣軍の書類整備は概して新機構に移す過  
渡期的整理となるものありて居る次第なり

0047